

市社会福祉協議会の事業紹介

地域包括支援センターってどんなところ？

明石市には医師会地域包括支援センターと社会福祉協議会地域包括支援センターの2か所があり、市内を東西にわけて役割分担をしています。市社会福祉協議会は東部にあたる朝霧・大蔵・錦城・衣川・野々池・望海中学校区が担当です。

それぞれの中学校区ごとに、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門職を配置し、地域の医療機関や民生児童委員、ボランティア、介護保険サービス事業所などと協力しながら地域の高齢者の安定した生活を支援しています。

「介護保険サービスを利用したいが、どうしたらいいかわからない」「物忘れがでてきたから金銭管理が不安」などの高齢者の困りごとがありましたら、ご相談ください。



☆お問い合わせ☆

東部地区（明石・西明石地区）

市社会福祉協議会地域包括支援センター（☎078-924-9113）

西部地区（大久保・魚住・二見地区）

市医師会地域包括支援センター（☎078-934-8986）

福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、判断能力に不安のある方を対象に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援することにより、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにお手伝いする事業です。

ご利用については、ご本人の利用意思の確認が必要となりますので、詳細は市社会福祉協議会地域福祉係（☎078-924-9105）にお問い合わせください。

